

北海道宗谷総合振興局告示第1209号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第25号に掲げる小型まき網漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和7年12月19日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
小型まき網漁業(ほっけ及びいかなご)	宗谷総合振興局管内沖合海域	最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界から261度30分の線以北、稚内市宗谷岬と樺太西能登呂岬とを結ぶ線以西の海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年、3月1日から8月31日まで	2隻	総トン数5トン未満	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	1. 許可の有効期間は、令和8年3月1日から令和11年2月28日までとする。ただし、令和8年3月2日以降の許可にあつては、許可の日から令和11年2月28日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までとする。ただし、令和8年3月2日以降の認可にあつては、認可の日から1年又は令和11年2月28日のいずれか早い日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、宗谷総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。 (2) 定置網の設置中やその他の漁業の操業及び設置中は、その場所の周辺400メートル以内の海域においては操業してはならない。 (3) 全長20センチメートル以上のさけ及びますが採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4) 我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。 (5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。